

改正

平成14年6月25日条例第23号

平成15年3月18日条例第1号

平成17年3月7日条例第1号

平成20年8月21日条例第19号

平成25年2月27日条例第2号

令和2年3月24日条例第9号

羽村市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、羽村市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

**第2条** 政務活動費は、羽村市議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

**第3条** 会派に対する政務活動費の月額、当該会派の所属議員数に15,000円を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員数は、各月1日（以下「基準日」という。）における所属議員数とし、基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は前項の所属議員数に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

3 政務活動費は、各年度の最初の月に、4月1日における当該会派の所属議員数に応じ、当該年度に属する月数分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月までの月数分を交付する。

4 年度途中において新たに結成された会派に対する政務活動費は、結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）から当該年度の最後の月までの月数分を交付する。

(会派)

**第4条** 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者（以下「経理責任者」という。）を定めなければならない。

2 会派の代表者（以下「代表者」という。）は、会派結成届を羽村市議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

3 代表者は、会派結成届の内容に変更が生じたときは、会派変更届を提出しなければならない。

4 代表者は、会派を解散したときは、会派解散届を議長に提出しなければならない。

（交付申請）

**第5条** 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年4月15日までに政務活動費交付申請書を、議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第4項及び第8条第1項の規定による政務活動費の交付又は追加交付を受けようとする会派の代表者は、会派結成又は所属議員の異動があった日から30日以内に政務活動費交付申請書を、議長を経由して市長に提出しなければならない。

3 代表者は、申請した事項に変更が生じたときは、政務活動費交付変更申請書を、議長を経由して市長に提出しなければならない。

（交付決定）

**第6条** 市長は、前条の規定により、政務活動費の交付申請があったときは、速やかに交付決定を行い、議長を経由して代表者に通知するものとする。

（交付請求及び交付）

**第7条** 代表者は、前条の規定による通知を受けた後、政務活動費交付請求書を、議長を経由して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

（所属議員の異動等に伴う調整）

**第8条** 市長は、年度の途中において政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動が生じ、異動が生じた日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は当月分）以降に係る既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の所属議員数に基づいて算定した額を上回るときは、当該上回る額について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 市長は、年度の途中において政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

**第9条** 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

**第10条** 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき又は年度の途中において議員の任期が満了するときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日又は議員の任期が満了する日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(残余金の返還)

**第11条** 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において第9条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(収支報告書等の保存)

**第12条** 議長は、第10条第1項の規定により提出された収支報告書等を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

**第13条** 議長は、第10条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

**第14条** この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

付 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の羽村市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成14年4月1日から適用する。

付 則（平成15年条例第1号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の羽村市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、施行日以降の基準日に係る政務調査費の交付について適用し、施行日前の基準日に係る政務調査費の交付については、なお従前の例による。

付 則（平成17年条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成20年条例第19号）

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

付 則（平成25年2月27日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の羽村市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の羽村市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

（羽村市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

- 3 羽村市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第35号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

付 則（令和2年3月24日条例第9号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| 調査研究費    | 会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費           |
| 研修費      | 会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費       |
| 広報費      | 会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費                  |
| 広聴費      | 会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 |
| 要請・陳情活動費 | 会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費                          |
| 会議費      | 会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費   |
| 資料作成費    | 会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費                         |
| 資料購入費    | 会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費                     |
| 人件費      | 会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費                          |
| 事務所費     | 会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費                     |